

ビキニ被ばく船員訴訟

第 6 回口頭弁論 10/27

ビキニ被ばく船員訴訟は、水爆実験で降下した放射性物質による内部被ばくに対して、救済を求める裁判です。高知地裁で損失補償を求める裁判、東京地裁で労災申請を求める裁判に取り組んでいます。東京地裁では9月12日、進行協議と第3回口頭弁論が行われ、提出した第6準備書面で内部被ばくを過小評価する問題点を指摘しています。

高知地裁では、公海上でアメリカが行った国際法違反の水爆実験で、被ばくしたことに対して、憲法29条と民法709条に基づいて損失補償を求めています(支援する会ニュース No.6 など参照)。

裁判

10月27日(金): 13時20分に地裁東側の堀端に

13時30分進行協議 集合し、行進して入廷します。

14時00分～開廷 傍聴者が多い場合、抽選となります

報告集会&記者会見 14時30分(予定)～裁判が終わり次第移動

ところ 高知城ホール 3F県教組会議室

高知市丸ノ内 2-1-10



高知地裁第5回口頭弁論に入廷する原告団 2023.9.12



左のQRコードから、裁判の動きをお伝えしています

オンライン参加を希望される方は、メールで問い合わせをしてください。 問合せ先:e-mail:yhashi1950@outlook.jp

主 催：ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会 (連絡先) 高知県原水協 TEL：088-875-3917